

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

持続化給付金 申請サポート会場が開設されました

令和2年5月21日(木)から、稚内商工会議所2階に開設されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者が対象の「持続化給付金」の申請は、特設ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) からの電子申請を基本としております。

しかしながら、電子申請の方法が分からない方、ネット環境の無い方などもおられることから、国では全国各地に申請サポート会場を設置しており、当地域では宗谷経済センター（稚内商工会議所）の2階に開設されました。

対象となる会員企業の皆様におかれましては、以下の点に留意されまして、申請を行って頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 事前に来訪予約が必要です。

感染拡大を避けるため、申請サポート会場の利用には事前の「来訪予約」が必要です。

持続化給付金の特設サイトから予約を受け付けておりますが、電話予約も受け付けております。

電話予約番号 0570-077-866（オペレーター対応）

電話予約番号 0120-835-130（音声ガイダンス対応）

尚、音声ガイダンスによる電話予約には会場コードが必要です。

稚内商工会議所の会場コードは0108です。

受付時間：平日、土日祝日ともに、9時00分～18時00分

2. 必要書類をご準備、ご持参ください。

持続化給付金の特設ホームページに掲載されている必要書類、同じくホームページに掲載されている「申請補助シート」に必要事項を記載の上、持参してください。

サポート会場では、申請に関する相談は受け付けておりません。

持続化給付金の制度内容や書類の確認など、ご不明な点等ございましたら、先ずは、稚内商工会議所までご連絡ください。

3. お問い合わせ先 稚内商工会議所 電話：0162-23-4400